

実はここにも



総務省

総務省環境配慮の方針の進捗状況 について

平成17年10月

総務省

「総務省環境配慮の方針」の進捗状況の点検について

総務省では、平成15年3月27日に「総務省環境配慮の方針」を策定し、環境問題に係る施策を総合的かつ計画的に展開していくこととしています。

この度、16年度に講じた施策について進捗状況の点検を行うとともに、17年度以降に講じる施策についてとりまとめました。本方針に基づき、引き続き環境問題への取組を推進していきます。

「環境配慮方針」における記述	16年度に講じた施策	17年度以降に講じる施策
3 基本方針		
(1) 情報通信を利用した環境負荷の削減等		
<p>環境基本計画は、情報通信技術の革新が、我が国の経済社会システムの高度化、生産活動や生活様式の変革を通じて、環境負荷の削減に大きく寄与することが期待されるとしています。そこで、総務省は、情報通信技術を利用することにより、高度道路交通システムの開発の推進、テレワーク等の交通代替手段の研究を推進することにより、環境負荷の削減を図るとともに、環境に関する計測技術やモニタリング手法等の新技術の開発を行っていきます。</p>	<p>【テレワークの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業における情報セキュリティ水準の高いテレワーク環境の構築を支援するためのテレワークセキュリティガイドラインを策定。 ○ 総務省職員によるテレワークの試行を実施（平成17年1月～2月 2ヶ月間）。 ○ 平成17年2月14日に開催されたテレワークシンポジウム（総務省、厚生労働省共催）において、周知・広報活動を通じた普及啓発を実施。 	<p>【テレワークの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省によって、テレワーク導入ガイドブックを策定。 ○ 総務省職員によるテレワークの試行を拡大（平成17年度）。 ○ 産官学連携による「テレワーク推進フォーラム」を設立し、調査研究、普及啓発活動等を実施予定。
	<p>【IT投資の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度から、企業のIT投資に対する税制支援として「IT投資促進税制」を措置。 	<p>【IT投資の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き「IT投資促進税制」を措置。

	<p>【高度道路交通システム（ITS）の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ITS情報通信システムについて、官民連携のもとITSの利活用の推進を図るための調査開発を実施。 ○ ITS実現のための情報通信技術の研究開発として、高速に移動する自動車において、インターネットを含めた様々な大容量の情報を円滑に提供・享受するための研究開発を推進、その成果をITS世界会議名古屋 2004 において発表するとともに、統合実証実験を実施。 	<p>【高度道路交通システム（ITS）の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ITS情報通信システムについて、引き続き、官民連携のもとITSの利活用の推進を図るための調査開発を実施。 ○ 車・道路・人を有機的に結合し、いつでも・どこでも・誰でも・何でも・特別な操作なく情報を利用できるユビキタスITSの実現のための研究開発を行う。具体的には、車車間通信技術や路車間通信技術、地上デジタル放送による道路交通情報配信技術等の確立に向けた研究開発を実施。
	<p>【環境に関する新技術の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人情報通信研究機構において、電波や光の高度有効利用を目的とした環境に関する計測技術やリモートセンシング技術の研究開発として、全球の降雨観測を行う GPM(Global Precipitation Measurement: 全球降雨観測) 計画におけるレーダー開発などを実施。 	<p>【環境に関する新技術の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人情報通信研究機構において、電波や光の高度有効利用を目的とした環境に関する計測技術やリモートセンシング技術の研究開発として、全球の降雨観測を行う GPM 計画や同じく全球の雲観測を行う EarthCARE 計画におけるレーダー開発などを引き続き実施。

(2) 情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制

情報通信技術の革新は、環境負荷の削減に寄与する反面、情報化の進展により節減された時間や所得が振り向けられる経済活動のあり方や、情報化を支える情報通信インフラや情報機器の利用などによって、二酸化炭素排出量の増加等、新たな環境負荷が発生する可能性もあると考えます。

総務省は、こうした状況にかんがみ、「情報通信を活用した地球環境問題への対応」（平成10年5月電気通信審議会答申）及び「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、情報通信審議会において、省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための情報通信業界団体の自主行動計画のフォローアップを行っているところですが、今後もこれを継続していきます。

また、情報通信インフラ・機器の省エネルギー化等をさらに進めるために、技術的な検討を行っていきます。

【業界団体に対する働きかけ】

- 通信・放送関係団体（※：1,045社加盟）に対してアンケート、及びヒアリングを実施、各団体の環境自主行動計画の進捗状況について、平成17年1月12日に開催された第13回情報通信審議会において報告。
- 省エネルギー化技術の動向を注視しつつ、環境自主行動計画フォローアップを通じて、各団体に対して省エネルギー型機器を導入及び利用するよう働きかけを実施。

【業界団体に対する働きかけ】

- 引き続き、情報通信審議会へ各団体の環境自主行動計画フォローアップを報告していく予定。
- 引き続き、省エネルギー化技術の動向を注視しつつ、環境自主行動計画フォローアップを通じて、各団体に対して省エネルギー型機器を導入及び利用するよう働きかけを実施予定。

(3) 消防防災分野における環境問題への対応

総務省は、消防防災分野における環境問題への対応として、環境負荷の削減等に加え、各種の環境対策の推進に伴って必要となる安全の確保対策を進めています。具体的には、消火器・防災物品等のリサイクルの推進、ハロン消火剤等の抑制対策の推進、地下に埋設される危険物施設（タンク）の安全・環境対策の推進を行うとともに、燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進、廃棄物処理施設における火災予防や消火技術等の研究などを行います。

【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】

- 消火器・防災物品のリサイクルについては、政府が実施しているミレニアム・プロジェクトの一環として「消火器については 60%、防災物品については 30%のリサイクル・リユース率（平成 16 年度目標）を実現するための技術を確立する。」を目標に取り組んでおり（平成 12 年度～平成 16 年度）、ミレニアム・プロジェクトの最終年度となる平成 16 年度には、消火器に使用されている金属部品分離工程をより細分化する技術の導入を促進するとともに、防災物品及び消火器のリサイクルを推進するため、リサイクルシステムの構築についての検討を実施し、目標を達成。
特に、粉末消火薬剤及び消火器の部品に係るリサイクル技術を確立したこと等により平成 12 年度当初約 40%であったリサイクル率が 100%近くに達した。

【ハロン消火剤の抑制対策】

- 国際動向を踏まえつつ、ハロン消火剤の使用抑制、適正な設置・維持について検討を実施。

【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】

- 平成 15 年 11 月から認定されているエコマーク消火器の普及やグリーン調達制度の活用を促進するとともに、平成 15 年 12 月に施行された改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定制度の活用や、リユース・リサイクルに係る他の団体の取組みとの連携を検討し、回収率の向上を目指す。
また、防災物品に係るリサイクルシステム全体について検証実験を行い、回収から製造・市場開拓までの一連の制度としての運営可能性を検討。

【ハロン消火剤の抑制対策】

- ハロン消火剤について適切な運用と管理を図ることに加え、ハロン代替消火剤及び二酸化炭素の適正な設置・維持について検討を行うとともに、これらの使用抑制に係る国際動向の把握等を実施。

	<p>【燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料電池スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に係る技術基準、定置式燃料電池の技術基準の整備を行い、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等を一部改正するとともに、燃料電池自動車の地下駐車場の利用に係る安全性について確認し、周知。 	<p>【燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料電池自動車の燃料供給システムの安全性について調査研究を実施予定。 ○ 有機ハイドライド方式における燃料電池自動車の燃料供給システムの安全確保について検討。 ○ 定置式燃料電池の技術基準の更なる整備について検討を予定。
	<p>【廃棄物処理施設の火災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の規制に関する政令を改正し、ごみ固形化燃料（RDF）を含む再生資源燃料を指定可燃物の品名に追加。 ○ 火災予防条例（例）を改正し、再生資源燃料のうち、RDF等の水分により発熱等のおそれのあるものについて、必要な安全対策を規定。 	<p>【廃棄物処理施設の火災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水分により発熱又は可燃性ガスの発生のおそれのある物品について情報収集を実施予定。
	<p>【危険物施設に関する腐食・劣化評価手法の開発・導入環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下に埋設されている地下貯蔵タンクに関して、いくつかの腐食・劣化評価手法につきフィールド実験を行い、日本の環境にあつて、実用化の可能性が最も高いと考えられる、土壌診断等統計的手法を採用。 	<p>【危険物施設に関する腐食・劣化評価手法の開発・導入環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌診断等統計的手法によるデータを収集し、土壌の状況とタンクの腐食・劣化との関連性を整理・分析し、わが国の環境に応じた土壌診断等統計的手法の開発及びデータベースの整備を講じる。

(4) 環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進

環境基本計画では、国は、同計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じることとされております。総務省は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるように努めていきます。

【地方財政措置の実施】

- 地球環境保全・創造事業として、地球温暖化防止対策を充実するとともに、自然と共生可能な地域づくりを図るために地方公共団体において実施される取組を支援するため、ソフト事業に1,900億円程度、ハード事業に500億円程度、必要な地方財政措置を講じた。
- リサイクル推進対策事業として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される取組に対して、980億円程度の地方財政措置を講じた。

【地方財政措置の実施】

- 地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、地球環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じる。

【自動車税のグリーン化】

- さらに環境負荷の小さい自動車の普及を図るため、自動車税の軽減措置の対象を重点化するとともに、排出ガス性能及び燃費性能に応じ50%と25%の軽減区分を設けた。また、新車登録から一定年数を経過した自動車に対しては、引き続き自動車税を重課。
- さらに環境負荷の小さい自動車の普及を図るため、低燃費車に対する自動車取得税の特例措置の対象を重点化するとともに、排出ガス性能及び燃費性能に応じ30万円と20万円の控除区分を設けた。

【自動車税のグリーン化】

- 平成16年度に講じた現行のグリーン税制は平成17年度まで適用される。

(5) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮		
<p>総務省は、通常の経済活動の主体として行う行動についても、環境配慮を適切に織り込んでいくことによって、環境への負荷をさらに低減していきます。</p> <p>既に、平成10年10月に地球温暖化の推進に関する法律、平成12年5月にはグリーン購入法が制定され、経済主体としての国の活動に環境配慮を織り込んでいく取組が進められているところですが、総務省としても、グリーン購入法の適切な実施を推進するため、環境物品等の調達を推進を図るための方針を定め、環境に配慮した物品調達に努めるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画の推進・点検体制を定めることにより、本計画の適切な実施に努めていきます。</p>	<p>【総務省の物品調達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(調達方針)を、平成16年4月1日に策定・公表。調達方針に基づき環境に配慮した物品等の調達に努めた。 ○ 平成16年度の環境物品等の調達実績については、平成17年8月26日に環境大臣へ通知、平成17年8月31日公表。 ○ 平成16年度の調達実績においては、調達方針に定められた目標を、全体として95%以上の品目について達成し、なかには基本方針の基準を上回る物品を調達した品目もあったが、機能・性能上の必要性等の理由により一部の物品については調達できなかったところ。 	<p>【総務省の物品調達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(調達方針)については、平成17年4月1日に策定・公表を行い、調達方針に基づき環境に配慮した物品等の調達に努める。 ○ 平成17年度以降についても、グリーン購入法に基づき、毎年度、調達方針の策定・公表、調達実績の環境大臣への通知・公表を行うとともに、調達方針に基づいた環境物品等の調達を引き続き実施。
	<p>【地球温暖化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度における政府の実行計画の実施状況について、平成16年11月2日に開催された地球温暖化対策推進本部幹事会に報告。 	<p>【地球温暖化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府の実行計画に基づく「総務省実施計画」を平成17年6月30日に策定。 ○ 政府の実行計画の実施状況を踏まえ、引き続き同計画の一層の推進を図る。